

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、緊急小口資金等の特例貸付などによる支援が行われてきたが、影響が長期化する中で既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付が利用できない世帯が存在する。

このような世帯に対して、生活困窮者自立支援金を支給する。

○対象者

申請期限（令和3年8月31日）までに総合支援資金再貸付の利用が終了しており、かつ、以下の要件を全て満たすもの

- ・収入：①市町村民税均等割非課税額の1/12（月額）＋②住宅扶助基準額
- ・資産：預貯金が①の6倍以下（ただし100万円以下）
- ・求職等：ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請

○支給額等

月額支給額	単身世帯：6万円　2人世帯：8万円　3人以上世帯：10万円
支給月数	3ヶ月

○実施機関

市及び県（12町分）

○申請手続き

7月以降開始（申請期限：令和3年8月31日）

○負担割合 国 10/10